

第16回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和元年12月20日
 告示番号 第12号
 会議年月日 令和元年12月25日
 会議の場所 一関市川崎町 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸
 局長補佐 金 野 隆
 企画係長 千葉 奈津枝
 主任主事 阿 部 喜 昭

本日の案件 第16回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時36分

議 長	本日の出席委員は24名であります。 定足数に達しておりますので、第16回一関市農業委員会総会を開会いたします。
議 長	行事報告につきましては、お手元に配布しております総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。
議 長	議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことです。一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に9番 永畠 幸一 委員、10番 佐藤和威治 委員を指名いたします。 書記には、千葉係長、阿部主任主事を指名いたします。
議 長	議案審議に入ります。 「報告第35号 専決処分の報告について」を上程いたします。 局長より説明いたさせます。
局 長	それでは、1ページをお開き願います。 報告第35号、専決処分の報告についてご説明いたします。 農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを

報告するものでございます。

2ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和元年12月18日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から5ページの第15号までの15件、14名の方からの相続による届出に対して受理と決定をしたものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書をその届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第35号」の説明を終わります。

この際、ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第35号の質疑を終わります。

次に、「報告第36号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

6ページをお開き願います。

報告第36号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であります。記載の第1号から7ページの第7号までの7件、11筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に、届出の内容について通知をし

議 長
議 長
局 長

ております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土及び圃場整形が6件、農業用施設設置のための圃場整形が1件となっております。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第36号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

なければ、報告第36号の質疑を終わります。

次に、「議案第114号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

8ページをご覧ください。

議案第114号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に関地域に係る申請5件でございます。

第1号については、譲渡人が遠方に居住しており、管理ができないことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第2号については、譲受人が経営安定のため、共有者である譲渡人の持ち分13分の1を贈与により取得しようとするものです。

第3号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

9ページをご覧ください。

第4号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第5号については、譲渡人と譲受人は兄妹であり、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

次に、花泉地域に係る申請2件でございます。

第6号については、借受人が既に自らの耕作地と一体で管理をしており、経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和6年12月31日までの5年間

で、賃借料は記載のとおりとなっております。

10ページをご覧ください。

第7号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者として譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

次に、大東地域に係る申請4件でございます。

第8号については、譲渡人が遠方に居住しており、労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第9号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和7年12月31日までの6年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

11ページをご覧ください。

第10号については、譲渡人が遠方に居住しており、労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

第11号については、貸付人が遠方に居住しており、労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和11年12月31日までの10年間となっております。

次に、千厩地域に係る申請5件でございます。

第12号については、譲渡人が労力不足により管理ができないことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

12ページをご覧ください。

第13号については、譲渡人が遠方に居住しており、管理ができないことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第14号及び13ページ、第15号については、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額はそれぞれ記載のとおりとなっております。

第16号については、譲受人は市外に居住していますが、市の空き家バンクに登録されていた空き家と付属の農地を取得し、一関市で農業を始めたいということでもあります。

経営農地は、市外に畑457㎡と、今回取得する農地3,262㎡で、

計3,719㎡であり、下限面積の5,000㎡に不足しますが、「一関市空き家に付属した農地の別段の面積の取扱規程」により、空き家に付属した農地に限り、別段の面積を1aと設定していますので、この規定により取得が可能なものです。

また、譲受人は、妻とともに来年春頃に転居する予定で、営農については、白菜、トマトなど野菜の作付け・管理計画を含む営農計画書を提出しております。

なお、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、室根地域に係る申請1件でございます。

13ページから14ページになりますが、第17号については、譲渡人が遠方に居住しており、管理ができないことから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

最後に、藤沢地域に係る申請1件でございます。

14ページから15ページになりますが、第18号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者として譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

以上、18件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第114号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。

9 番
永畠 幸一 委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の現地調査報告を行います。

現地調査日、令和元年12月13日、午前9時より、現地調査員、農業委員 永畠、農地利用最適化推進委員 菅原、佐々木、事務局職員 阿部主任主事、千葉主任でございます。

報告内容、第1号から第5号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響はなく問題ないと思われました。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

7 番
佐藤 均 委員

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

花泉地域、農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日は令和元年12月11日、午前9時半より、農業委員

佐藤、農地利用最適化推進委員 千葉、及川、事務局職員 阿部主任主事、支所職員 後藤産業経済課主任、高橋主事の6名で行いました。

報告内容、第6号から第7号について、別紙農地法3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題はないと思われました。

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第3条現地調査、大東地域の報告を行います。

現地調査日、令和元年12月11日、午前9時より、現地調査員は農業委員 私 畠山、農地利用最適化推進委員 佐藤、菅原、支所職員 熊谷産業経済課主査、4名で行っております。

報告内容は、第8号から第11号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと判断いたしました。

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和元年12月11日、午後1時30分より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 遠藤委員、小野寺委員、支所職員 畠山産業経済課農林係長、事務局職員 千葉主任。

報告内容、第12号から第16号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

室根地域、農地法第3条現地調査報告書。

調査日は12月11日、午後1時30分より行いました。

調査員として農業委員 千葉、農地利用最適化推進委員 岩淵、

議 長

21番
畠山 潔 委員

議 長

12番
佐藤 繁 委員

議 長

4番
千葉 綾雄 委員

菅原、支所職員 畠山産業経済課長補佐、土屋産業経済課主任主事。

第17号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により慎重に調査を行いました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われ
ます。

なお、この譲受人ですが、地域の方々の転作等の管理をしてき
ましたが、今度は実際に所有者になり、この地域を管理してもら
うような形になるそうで、地域の特性を生かした中で農地を確保
していくということでありませう。

議 長

ありがとうございました。

14番
畠山 信吾 委員

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

藤沢地域の農地法第3条現地調査の報告を行います。

調査日は令和元年12月11日、水曜日、午後1時30分より行っ
ております。

農業委員として私 畠山、農地利用最適化推進委員 菅原、佐
藤、事務局職員 阿部主任主事、支所職員 鈴木産業経済課農林係
長、佐藤主事の合計6名で調査を行っております。

第18号についてでございます。

別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等
により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地
への影響等もないことから問題ないと思われませう。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果についての説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第114号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に
対する可否について」を可とする方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第114号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第115号 農地法第5条第1項の規定による許可

局長 補佐

申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

それでは、16ページをご覧ください。

議案第115号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案内容についてご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により申請がありましたので、可否について意見を求めるものであります。

本議案に係る申請は7件で、一関地域1件、花泉地域2件、大東地域1件、東山地域1件、藤沢地域2件でございます。

まず第1号でございますが、譲受人が一般住宅用地7区画を宅地分譲整備したいために転用申請するものでございます。

農地区分は、都市計画区域内の第3種農地と判断いたしました。

次に、第2号と第3号について併せて説明をいたします。

譲受人が自己住宅を建築するために転用申請をするものですが、隣接する異なる字の筆にまたがって建築するものでございます。

農地区分は第1種農地と判断しましたが、集落に接続して設置されるものであることから、転用に問題ないものと考えます。

17ページをご覧ください。

第4号は、譲受人が自己住宅を建築するために転用申請をするものです。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第5号でございます。

譲受人が、公共事業「新本町浄水場建設（建築）工事」に伴って、工事現場事務所、資材置き場、駐車場として許可日から令和3年6月15日まで賃貸借して一時転用するものでございます。

農地区分は、都市計画区域内の第3種農地と判断いたしました。

事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから、転用に問題はないものと考えます。

次に第6号でございます。

借受人が携帯電話無線基地局設置に伴う作業ヤード及び資材置き場等として利用したいので、農地の一部、畑1,504㎡のうち203.49㎡について、使用貸借により令和2年2月3日から令和2年7月31日まで使用貸借して一時転用申請するものです。

農地区分は、農振農用区域内に存在する農地ですが、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから、転用に問題はないものと考えます。

18ページをご覧ください。

第7号でございますが、譲受人は、現在デイサービス事業を営んでいる法人で、地域住民の要望に応えるべく「住宅型有料老人ホーム」1棟16室と駐車場6台分、屋外リハビリスペースなどを整備したいため転用申請するものです。

農地区分は、農振農用地外の第2種農地と判断いたしました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載されているとおりです。

また、適用法令等を確認したところ、第5条第2項各号の規定に該当せず、許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第115号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果の報告をお願いいたします。

9番
永畠 幸一 委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法第5条現地調査報告を行います。

なお、現地調査日及び現地調査員については、第3条と同じでございますので、割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、一関市役所から北東に約1kmの位置にあり、周囲は東・西・南側が市道、北側が宅地となっている。

申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地には影響はないと思われま

す。以上、報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

7番
佐藤 均 委員

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

花泉地域、農地法第5条現地調査の報告をいたします。

調査日、調査員は3条と同じですので割愛をいたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号と第3号、申請地は、花泉支所から南東に約1.5kmの位

議 長
21番
畠山 潔 委員

置にあり、周囲は東・北側が道、西側が水路、南側が農地となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
以上でございます。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第5条現地調査、大東地域を報告いたします。

なお、現地調査日、調査員については3条と同じでございますので、割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第4号、申請地は、大東支所から北に約4.2kmの位置にあり、周囲は東側が山林、西側が雑種地、南側が市道、北側が宅地及び山林となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はない。

以上でございます。

議 長
13番
鈴木 初男 委員

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。

東山地域、農地法第5条現地調査報告書。

調査年月日、令和元年12月11日、午前9時半より、現地調査員、農業委員 鈴木、農地利用最適化推進委員 千葉、渡辺、支所職員 渡邊産業経済課長補佐。

報告内容、第5号、申請地は、東山支所から南東に約210mの位置にあり、周囲は東側が農地、西側、北側が宅地、南側が現況水道用地となっている。

申請人が公共工事に伴う現場事務所及び資材置き場等として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地には影響はないと判断しました。

なお、本工事は、一関市発注の「新本町浄水場建設工事」であります。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

14番
畠山 信吾 委員

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。
藤沢地域の農地法第5条現地調査の報告を行います。
調査日、調査員については3条と同じでございます。
別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行っております。

第6号についてでございますが、これは申請人が携帯電話無線
基地局設置工事に伴う資材置き場及び作業ヤード等として一時的
に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やか
に農地へ復旧することから、周辺農地に影響はない。

第7号についてでございます。

これは、申請人が住宅型有料老人ホームを建築する計画であ
り、排水は下水道、これは農業集落排水でございますが、接続を
予定していることから、周辺農地に影響はないと判断しており
ます。

以上のおり報告をいたします。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果及び補足説明を終わります。

審議願います。

10番
佐藤 和威治 委員

参考までにですが、2号、3号の関係ですけれども、字の違う
土地に1つの建物を建てるという申請があった場合、宅地1つに
対して建物が両方の字にまたがって建つといったことはないの
でしょうね。

あとで字境変更や合筆等の必要が発生した場合に手続きの指導
をなさるものなのでしょうか。

局 長 補 佐

今の質問、確認ですが、合筆等について農業委員会で指導する
のかということによろしいでしょうか。

10番
佐藤 和威治 委員

そうです。

議 長

暫時休憩します。

(午後2時11分 休憩)

(午後2時12分 再開)

議 長
局 長

会議を再開いたします。

ただいまのご質問ですが、計画によりますと、字堺をまたがっ
て建物を建てるのではなく、一方の字の敷地内に収まるので、ご
懸念のようなことはないと思っております。

議 長

ほかにごございませんか。

2番 渋谷 皓 委員 議 長	番号4番についてですが、面積が1,116㎡、建物関が大体600㎡ぐらいですが、その残りはどのような扱いになるのですか。 暫時休憩します。 (午後2時14分 休憩) (午後2時15分 再開)
議 長	会議を再開いたします。 畠山 潔委員、現地調査報告をお願いいたします。
21番 畠山 潔 委員	現地調査報告をいたします。 資料に、法面474㎡とございますとおり、地目は畑となっておりますが現況は隣接する山林との法面部分が広く、利用できる面積が少ないのを確認しております。
議 長	2番さん、よろしゅうございますか。 ほかにございませんか。 (なしの声あり)
議 長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第115号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議 長	満場です。
議 長	よって、「議案第115号」を許可相当と決します。 次に、「議案第116号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を上程いたします。 局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐	19ページ、議案第116号 農地転用事業計画変更申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。 次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。 本議案に係る申請は、農地法第5条に係る申請で、東山地域の1件1筆でございます。 本案は、転用事業者が当初平成31年2月25日付で一時転用許可を受け、農地法第5条による「東山小学校校舎他長寿命化改修等(建築)工事に伴う工事関係車両駐車場として利用しておりましたが、新たに「(東山小学校)プール改築(工事)」も請け負ったことから、引き続き工事関係車両駐車場として利用するため、

		一時転用期間を令和2年6月30日まで延長するものでございます。
議	長	以上で説明を終わらせていただきます。 以上で「議案第116号」の説明を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第116号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	満場です。
議	長	よって、「議案第116号」を許可相当と決します。 次に、「議案第117号 一関市農用地利用集積計画の撤回について」を上程いたします。
局 長 補 佐		局長補佐より説明いたさせます。 20ページをお開き願います。 議案第117号 一関市農用地利用集積計画の撤回についての議案の内容についてご説明いたします。 一関市農用地利用集積計画撤回処分書の提出があったので、議決を求めるものです。 資料21ページをご覧ください。 本議案に係る申請は、千厩地域に係る利用権貸借の撤回が5件でございます。 この申請地は、令和3年度より農地中間管理機構関連農地整備事業によりまして基盤整備を行う予定の小梨地区内の農地でございますが、いずれも平成27年からの公社との契約になってございます。 平成29年に改正をされました土地改良法に基づき、本事業を行うためには、法施行後に取得された「15年以上の農地中間管理権を取得している農地等が対象」となります。 そのために、この農地中間管理機構関連農地整備事業を行うに当たり、法改正前に取得している農地の賃借契約を一旦解消した上で新たに15年以上の貸借契約を締結するものでございます。 以上で説明を終わります。

議 長	<p>以上で「議案第117号」の説明を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)</p>
議 長	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第117号 一関市農用地利用集積計画の撤回について」 を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)</p>
議 長	<p>満場です。 よって、「議案第117号」を可と決します。</p>
議 長	<p>次に、「議案第118号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。 局長補佐より説明いたさせます。</p>
局 長 補 佐	<p>22ページをお開き願います。 議案第118号 一関市農用地利用集積計画の決定についての議案内容についてご説明いたします。 資料の訂正を先にお願ひします。 59ページ、60ページの左上段部分ですが、「賃借権設定」と記載されておりますが、これはその前のページ、57、58ページと同じく「農地中間管理事業関係（個別案件）」に訂正をお願いいたします。 それでは、説明に入らせていただきます。 一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものでございます。 本案に係る申請でございますが、利用権貸借が75件、所有権移転3件であり、農地中間管理機構との個別案件が13件、集団案件が194件でございます。 はじめに利用権貸借ですが、第1号から35ページの第27号まで、こちらが一関地域に係る申請でございます。 次に、第28号から43ページの第47号までは、花泉地域に係る申請でございます。 次に、44ページの第48号の1件は、大東地域に係る申請でございます。 次の、第49号から第50号までの2件は、千厩地域に係る申請でございます。</p>

第51号から49ページの第61号までの12件は、東山地域に係る申請でございます。

次は、第62号から50ページの第64号までの3件は、室根地域に係る申請でございます。

第65号から54ページの第75号までの11件は、藤沢地域に係る申請でございます。

次に55ページをお開きください。

55ページの「所有権移転」についてでございますが、第1号及び第2号は花泉地域の申請でございます。

第3号は藤沢地域の申請でございます。

第3号案件ですが、別添資料、資料の右上に「議案第118号所有権移転3号資料」と記載されたA4縦版の資料がついてございます。

こちらの補足の説明をさせていただきます。

ご覧願います。

法人が「養豚の出荷ステーションの新設整備」を図ろうとするもので、認定農業者である農地所有適格法人へ売買により所有権移転を行うものでございます。

1、会社の概要については、資料の1にお目通しいただきたいと存じます。

2、次に事業目的ですが、豚コレラの感染防止策のために関東方面への「出荷ステーション」4棟を整備しようとするもので、出荷豚の一時保管庫、尿止め、入出荷車両が接触しないよう配慮した通路を整備し、豚コレラの防疫対策の充実強化を図ろうとするものです。

施設の整備計画ですが、出荷ステーションの新設として施設3棟を整備するもので、総事業費及び資金調達計画については、記載されているとおりでございます。

次、工期ですが、許可が下り次第となりますが、令和2年1月から3ヶ月間を予定しております。

生産・出荷計画以降については記載されているとおりでございます。

当該土地の選定理由でございますが、農場の位置や道路状況等を勘案して、藤沢町黄海地内において数ヶ所を中心として候補地の選定を行い、アクセスの観点、土地利用規制条件、周辺農地への影響、土地の権利者の同意条件をもとに調査し選定したもので

ございます。

次に、農地法を除く個別規制法等については、該当するものはありません。

付近の農地及び農作物への被害防除措置については、国営市ノ沢団地内の一角にあり、北側・東側には畑が存在しますが、市道や農道が介在していることや計画地より高台となっていることなどから日照等の影響は想定されません。

用排水計画ですが、雨水は地下浸透及び道路側溝へ流し込む、施設の用水は「水道」であり、排水は「貯尿槽」にためて搬出を行う計画となっております。

次に、資料に戻りまして56ページをご覧ください。

農地中間管理機構との「賃借権」による個別案件ですが、一関地域が3件、その次、57ページから60ページまで花泉地域が10件、藤沢地域が1件の申請でございます。

61ページをご覧ください。

これは集団案件でございますが、第1号から77ページまでの第123号までは、千厩地域に係る申請でございます。

また124号から194号までは川崎地域に係る申請でございます。

以上、各申請の詳細については記載されているとおりでございますのでご覧ください。

また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合すること」、「そして「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の両要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第118号」の説明を終わります。

なお、農地中間管理事業関係（集団案件）で、第41号について、24番 千田 幹雄 委員、第126号について、15番 遠藤 勝幸 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

（なしの声あり）

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第118号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を農地中間管理事業関係（集団案件）第41号、第126号を除き可

		と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	満場です。 よって、「議案第118号」を農地中間管理事業関係（集団案件）第41号、第126号を除き可と決します。
議	長	次に、農地中間管理事業関係（集団案件）第41号について審議いたします。 千田 幹雄 委員は退室願います。 (午後2時30分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、「議案第118号 一関市農用地利用集積計画の決定について」、農地中間管理事業関係（集団案件）第41号を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	満場です。 よって、「議案第118号」農地中間管理事業関係（集団案件）第41号を可と決しました。 千田 幹雄 委員は入室願います。 (午後2時31分 入室)
議	長	千田 幹雄 委員に申し上げます。 「議案第118号」、農地中間管理事業関係（集団案件）第41号は可と決しました。
議	長	次に、農地中間管理事業関係（集団案件）第126号について審議いたします。 遠藤 勝幸 委員は退室願います。 (午後2時31分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第118号 一関市農用地利用集積計画の決定について」、農地中間管理事業関係（集団案件）第126号を可と決する方は挙

		<p>手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第118号」農地中間管理事業関係（集団案件）第126号を可と決しました。</p> <p>遠藤 勝幸 委員は入室願います。</p> <p>(午後2時32分 入室)</p>
議	長	<p>遠藤 勝幸 委員に申し上げます。</p> <p>「議案第118号」、農地中間管理事業関係（集団案件）第126号は可と決しました。</p>
議	長	<p>次に、「議案第119号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>
局 長 補 佐		<p>82ページをお開き願います。</p> <p>議案第119号 農用地利用配分計画案に係る意見についての議案の内容についてご説明いたします。</p> <p>一関市長より、83ページのとおり農用地利用配分計画案に係る協議があったので、意見を求めるものでございます。</p> <p>84ページをお開き願います。</p> <p>本議案に係る申請は、貸借の移転が5件でございます。</p> <p>第1号は、一関地域に係る申請でございます。</p> <p>第2号から97ページ、4号まで千厩地域に係る申請です。</p> <p>98ページの第5号は、藤沢地域に係る申請でございます。</p> <p>以上、各申請の内容については記載のとおりでございます。</p> <p>また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第119号」の説明を終わります。</p> <p>なお、第2号について、24番 千田 幹雄 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p>

「議案第119号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を第2号を除き可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第119号」を第2号を除き可と決します。

議 長

次に、「農地中間管理事業関係配分案」第2号について審議いたします。

千田 幹雄 委員は退室願います。

(午後2時36分 退室)

議 長

審議願います。

10番
佐藤 和威治 委員

85ページの一番下、面積ですが、農地・宅地以外の小数点、登記簿の面積の小数点表示要件では、普通であれば10㎡を超えると小数点以下は切り捨て表示されると思うのですが、面積に間違いありませんでしょうか。

また、あえて小数点以下が表示になっているのであれば何か理由があるのでしょうか。

市長さんから経過をお聞きなっているのでしょうか。

議 長

答弁に若干時間いただきたいということでございます。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、ただいまの質問を保留し、次に進みます。

千田 幹雄 委員は入室願います。

(午後2時38分 入室)

議 長

千田 幹雄 委員に申し上げます。今、質問で時間をいただくことにして、次の議案に進みますので、一度お座りください。

議 長

次に、「議案第120号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

それでは、議案第120号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否についてご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出がありましたので、可否についての決定を求めるものであります。

本議案に係る申請は、一関地域が1件、花泉地域が1件、東山地域が2件、室根地域が2件、藤沢地域が2件でございます。

申請の内容は、99ページから101ページに記載されているとおりですので、ご覧願います。

議 長

いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過又は農地として管理されておらず、農地として復旧することが困難となっていることから農地性は失われております。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第120号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査結果についての説明をお願いいたします。

9番
永畠 幸一 委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

それでは、一関地域の農地法適用外現地調査報告を行います。

調査日並びに調査員については3条と同じでございますので、割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、J R 真滝駅から北に約1.2kmの位置にあり、周囲は東・南側が農地、西側が市道、北側が雑種地となっている。

昭和51年頃から宅地進入路として利用しており、既に農地性は失われているということで報告を終わります。

議 長
7番
佐藤 均 委員

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

花泉地域、農地法適用外調査報告を行います。

現地調査日、調査員につきましては3条、5条と同じですので割愛をいたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告をいたします。

第2号について、申請地は、J R 花泉駅から北東に約4.5kmの位置にあり、周囲は東が山林、西側が農地、南側が水路、北側が道となっております。

昭和63年頃から耕作管理できず山林化しており、既に農地性は失われておりました。

以上でございます。

議 長
13番
鈴木 初男 委員

次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。

東山地域、農地法適用外現地調査報告書、調査員は第5条と同じなので割愛させていただきます。

第3号、申請地は、東山支所から北に4.9kmの位置にあり、周囲は東側が市道、西側が山林、南側が現況国道、北側が雑種地となっている。

平成元年頃から駐車場として貸しており、既に農地性は失われている。

第4号、申請地は、東山支所から北西に約3.1kmの位置にあり、周囲は東・北側が道、西側が宅地、南側が県道となっている。

昭和50年頃から物置兼車庫として利用しており、既に農地性は失われている。

以上です。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

室根地域を報告いたします。

農地法適用外現地調査報告書は、調査日、調査員は3条と同じでございますので割愛いたします。

報告内容、第5号、申請地は、昭和56年頃から耕作管理できず山林化しており、既に農地性は失われている。

第6号、申請地は、昭和63年頃から耕作管理できず原野化しており、既に農地性は失われている。

なお、この場所は当初老人の施設を建てようという方がおり山林を含め造成いたしました。当時、地元の反対を受け現在も建物はたっておりません。借り受け人が昭和63年から管理にきていない土地であることから今回、この場で報告させていただくことになりました。

以上です。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

藤沢地域の農地法適用外の調査報告を行います。33ページの一番上、報告書には第5条と書いてありますが、間違いだと思われます。

調査日と調査員に関しましては、先ほど報告いたしました3条、5条と同じでございます。

別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行っております。

第7号についてでございますが、昭和62年頃から宅地の一部として利用しており、既に農地性は失われているものであります。

第8号につきましては、昭和60年頃から鶏舎として利用しており、既に農地性は失われております。

以上、報告いたします。

議 長

4番
千葉 綾雄 委員

議 長

14番
畠山 信吾 委員

議	長	ありがとうございました。
		以上で現地調査の結果の説明を終わります。
議	長	ここで、戻りまして、議案第119号についての答弁をいたさせ、採決を取った後に適用外の採決に入りたいと思います。
局 長 補 佐		先ほど85ページの一番下、小数点以下の数字が入っているが間違いないかとのご質問ですが、登記簿を確認したところ、登記簿のとおりの面積でございます。
議	長	よろしゅうございますね。
		それでは、採決をいたします。
		千田 幹夫委員は採決には入らないでください。
議	長	それでは、「議案第119号 農用地利用配分計画案に係る意見について」第2号を可と決する方は挙手願います。
議	長	挙手満場です。
		よって、「議案第119号」第2号と決しました。
議	長	次に、「議案第120号」について審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、「議案第120号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場です。
		よって、「議案第120号」を可と決します。
議	長	次に、「議案第121号 農地専門委員会委員及び農政専門委員会委員の互選について」を上程いたします。
		局長より説明いたさせます。
局	長	102ページをご覧願います。
		議案第121号 農地専門委員会委員及び農政専門委員会委員の互選について、議案の内容をご説明いたします。
		このことにつきましては、一関市農業委員会規程第8条第2項及び第3項の規定により、農地専門委員会委員及び農政専門委員会委員の互選を行うものですが、新任の藤原美喜男委員の所属する専門委員会を決めていただくものです。
		前任の芳賀武郎委員は、農政専門委員会の所属でございました。

議 長
11番
石川 誠司 委員
議 長

専門委員会は会長を除きますので、現在の構成は、農地専門委員会が11人、農政専門委員会が11人となっております。

藤原委員の所属する専門委員会について、互選をお願いいたします。

どなたか、ご発言をお願いいたします。

前任者の所属していた農政専門委員会がよいと思います。

以上です。

ただいま、藤原委員を農政専門委員会の委員との発言がありました。

このとおりに決めるにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長
議 長

異議なしとのことですので、藤原委員は農政専門委員会の所属に互選されました。

以上で議案審議が終了いたしました。

第16回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時52分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員